

○東北縦貫自動車道における交通取締り等  
に関する警察官の職権行使についての細  
目的事項の協定 (昭和53年11月28日)

宮城県警察本部長及び岩手県警察本部長は、高速自動車国道東北縦貫自動車道における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定(昭和53年11月28日付宮城県公安委員会及び岩手県公安委員会協定。以下「公安委員会協定」という。)に基づき、細目的事項を次のとおり協定する。

昭和53年11月28日

宮城県警察本部長  
警視監 堀 真 一  
岩手県警察本部長  
警視長 中 川 澄 人

(相互協力)

第1条 宮城県警察及び岩手県警察(以下「協定県警察」という。)は、公安委員会協定の実施に関し、相互に協力するものとする。

(警ら区域)

第2条 協定県警察の警察官が相互に警ら及び交通法令違反の指導取締り(以下「警ら等」という。)を行う区域は、公安委員会協定第1条に定める区域(以下「協定区域」という。)のうち、原則として築館インターチェンジから平泉前沢インターチェンジまでの40.6キロメートルの区域とする。

(応急措置)

第3条 協定県警察の警察官は、協定区域(管轄区域を除く。)において、交通事故の発生、道路の損壊その他交通の安全と円滑を害する事案(以下「事故等」という。)を認知したときは、当該事故等について応急の措置をとるとともに、速やかに当該事故等の発生地を管轄する県警察に通報するものとする。

(協力要請)

第4条 協定県警察は、それぞれの管轄区域に係る協定区域において、事故が発生した場合必要があると認めるときは、当該協定区域内において勤務中の相手方県警察の警察官の協力を求め、及び相手方県警察に対して警察官の出動その他の協力を要

請することができる。

(協力要請等の手続き)

第5条 協定県警察は、相手方県警察に対して、警察官の出動その他の協力を要請するときは、東北管区警察局高速道路管理官を通じて行うものとする。

附 則

この協定は、昭和53年12月2日から実施する。